

『 税務に関するお知らせ 』

定額減税のポイント

令和6年6月から実施される「定額減税」についてポイントを纏めましたのでご確認ください。

【 定額減税とは 】

給与の上昇が物価高に追い付いていないことから、国民の負担を緩和するために、デフレ脱却の一時的な措置として実施されるものです。

【 定額減税の対象者 】

- ① 居住者（日本国内に住所を有する個人）
- ② 源泉徴収税額表の甲欄適用者
(令和6年分 扶養控除等申告書を提出している方)
- ③ 令和6年度の所得金額が1,805万円以下の方
(給与所得のみの場合、給与収入2,000万円以下)

【 定額減税の額 】

◆ 扶養親族がいないケース

所得税 30,000円 + 住民税 10,000円
= 40,000円

◆ 扶養親族がいるケース

◆ 所得税	・ 本人	30,000円
	・ 同一生計配偶者および扶養親族 1人につき	30,000円
◆ 住民税	・ 本人	10,000円
	・ 同一生計配偶者および扶養親族 1人につき	10,000円

【 重要 】

※ 定額減税の扶養親族には、16歳未満の扶養親族も含まれます。（所得税の計算では扶養に含めません）

※ 同一生計配偶者とは、令和6年12月31日時点で、年間の所得金額が48万円以下の方。

定額減税の流れ

【 給与支給者の源泉事務 】

- ① 5月中旬頃までに「扶養人数の確認」を行います。

令和5年の年末調整の際に提出していただいた「令和6年分 扶養控除等申告書」に変更がないか従業員に確認します。（扶養の増加・減少の有無）
変更がある場合、6月1日時点の扶養の状況を記載した「定額減税のための申告書」を提出していただきます。 ※ 商工会のHPからダウンロード可

- ② 「各人別控除事績簿」を作成し、定額減税対象者ごとの月次減税額と源泉税額の管理を行います。
- ③ 6月以降に支給される給与及び賞与から定額減税控除後の金額を給与から差引きます。
控除の仕方については、商工会のホームページ「書類のダウンロード」にある動画をご覧ください。
- ④ 年末調整で再計算し年調年税額を確定させます。

【 個人事業主の場合 】

- ① 予定納税のある方。
⇒ 予定納税の額から自動的に減額されます。
- ② 予定納税の無い方。
⇒ 確定申告で定額減税額を控除し納税額を確定させます。

定額減税 その他について

- ① 住民税の控除（特別徴収の場合）
住民税については、市役所から定額減税控除後の金額を記載した通知が送られてきますので、そちらに記載してある金額を控除してください。
- ② 扶養人数の変更
6月2日以降 扶養人数に変更があった場合には、年末調整で再計算し、年税額を確定させます。
- ③ 定額減税が引ききれない場合
市役所から給付金が支給されます。（1万単位）